

新規創業のために融資を受けた場合

利子12か月分を補助します

(小郡市新規創業資金等借入者利子補給補助制度)

小郡市内で新たに開業しようとする意欲のある方を応援するため、新規開業に必要な資金の融資を受け、市内で事業を始めた方に対して、小郡市では利子12か月分の補助を行う制度を新設しました。

補助額

補助金の上限は総額で15万円です。

期間は第1回目の償還をした日の属する月から起算して1年間とし、12か月分を限度とします。

利用可能な方

新規創業者を対象とする融資制度について平成28年4月1日以降に融資を受けた方で、以下の全てを満たすことが必要です。

- (1) 融資を受けて1年以内に創業した者、または、創業後1年以内に融資を受けた者
- (2) 法人にあっては補助金申請時において市内に事業所を有し事業所の登記をした者、
個人にあっては補助金申請時において市内に住所及び事業所を有している者
- (3) 市税、国民健康保険税等の滞納がないこと

*新規創業者を対象とする融資制度とは福岡県中小企業融資制度のうち新規創業資金、日本政策金融公庫の融資制度のうち新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金及び再挑戦支援資金のことです。

その他

- ・補助金は申請ごとにお支払いします。1月分から6月分までの補助金は当年7月末までに、7月分から12月分までの補助金は翌年1月末までに交付申請書に必要な書類を添えて提出して下さい。
- ・融資が決定しましたら、必ず商工・企業立地課までご連絡ください。
- ・連絡がない場合、補助金の交付ができない場合もあります。

○詳細な点については以下までお尋ねください。

問合せ先 小郡市商工・企業立地課 ☎ 72-2111 内線142